



平成 24 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL. 03-5361-6369)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日付の「訴訟の判決及び控訴に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社及び当社の子会社である株式会社ミロク・システム・トレーディング（以下、「MST」）が、株式会社 PFU（以下、「原告」）より共同被告として提起されていた訴訟について、平成 23 年 11 月 30 日付にて、東京地方裁判所より判決の言渡しを受けましたが、同判決を不服として原告から当社に対して平成 23 年 12 月 13 日付で控訴の提起がなされ、平成 24 年 3 月 26 日に控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

東京高等裁判所

平成 23 年 12 月 13 日

2. 控訴を提起した者（原告）の概要

- | | | | |
|---------------|---------------|----------|----------------------|
| (1) 商 | 号 | 株式会社 PFU | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 石川県かほく市宇野気ヌ 98 番地の 2 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 長谷川 清 | | |

3. 控訴の内容

(主位的請求)

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人 MJS は、控訴人に対し、金 34 億 5844 万 5440 円及びこれに対する平成 20 年 1 月 16 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、一、二審を通じて被控訴人の負担とする。

(予備的請求)

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人 MJS は、控訴人に対し、金 34 億 0758 万 8690 円及びこれに対する平成 20 年 1 月 16 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、一、二審を通じて被控訴人の負担とする。

4. 第一審における訴訟内容

(1) 訴訟の経緯

平成 20 年 1 月 16 日付の「訴訟の提起に関するお知らせ」で公表しましたとおり、MST と原告（仕入先企業）との売買契約に関して目的物の納品が約定どおりに履行されていないことが発覚したため、MST は原告に対し同契約の解除通知書を送付し同契約を解除いたしましたところ、これに対して、原告が、MST 及び当社に対して同契約に基づく売買代金債務の履行または不法行為に基づく損害賠償等として、MST 及び当社の連帯債務として金 40 億 4013 万 9390 円（その後、金 34 億 5844 万 5440 円に減額されております。）の支払いを請求する訴訟を提起しました。

原告が主張する上記売買契約につき、目的物の納品がなく同契約は既に解除されており、MST 及び当社には、同契約に基づく売買代金債務または損害賠償等の義務はなく、MST 及び当社としての正当性を主張して争ってまいりました。

(2) 第一審の判決内容

① 原告の当社に対する請求は、当社の主張が認められ、棄却されました。

② 原告の MST に対する請求は、仮執行宣言を付して、以下のとおり認容されました。

「被告 MST は、原告に対し、34 億 5844 万 5440 円及びこれに対する平成 20 年 1 月 16 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。」

③ 訴訟費用については、当社は一切負担せず、当社に生じた費用を原告が負担することとされました。また、原告に生じた費用の 2 分の 1 等を MST が負担することとされました。

※ なお、MST は、MST に対する第一審判決を不服として平成 23 年 12 月 16 日付にて控訴を提起いたしました。

5. 今後の対応について

当社といたしましては、第一審と同様に、控訴審においても引き続き当社の正当性を主張してまいります。なお、本訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

また、現時点において、本件が平成 24 年 3 月期の連結業績に与える影響はないものと見込んでおります。

以上